

## 第10章 二次医療圏における医療体制 第1節 豊能二次医療圏

## (1) 医療体制

【精神疾患】 (第7章 第5節参照)

○地域連携拠点医療機関については、多様な精神疾患に対応するために、疾患ごとに定めており、図表 10-1-7 のとおりとなっています。

**更新予定**  
※11月以降  
データ提供予定

図表 10-1-7 地域連携拠点医療機関数(令和6年4月1日予定)

疾病名	統合失調症	認知症	児童・思春期	うつ	PTSD	アルコール依存症	薬物依存症	ギャンブル等依存症	てんかん	高次脳①*	高次脳②*	高次脳③*	高次脳④*	高次脳⑤*	摂食障害	災害医療	発達障がい(成人)	妊産婦のメンタルヘルス
施設数																		

\*高次脳①：国基準診断 ②：診断書作成 ③：リハビリ対応 ④：精神症状対応可能(入院) ⑤：精神症状対応可能

○夜間・休日の精神科合併症支援病院となっている病院は3施設あります。

○府内では、依存症治療拠点機関は1施設、依存症専門医療機関は16施設ありますが、豊能圏域ではありません。

## 第2項 豊能二次医療圏における今後の取組（方向性）

### （1）地域における課題への対策

#### 【がん】

- ・大阪府がん診療連携協議会との連携を深めることを目的として、豊能医療圏がん医療ネットワーク協議会内にがん治療に関わる薬剤師・看護師が中心となる部会（看護部会・薬物療法連携部会）を新設し、連携を強化します。

#### 【脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病】

- ・脳血管疾患については、地域連携パス会議を年3回定期的に開催し、急性期から回復期間の病病連携を図っています。また、今後は回復期から維持期の病診連携の強化を図ります。

#### 【精神疾患】

- ・二次医療圏、市町ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場において、医療機関、市町、保健所等が地域の課題を共有、連携して地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進していきます。
- ・統合失調症、認知症、依存症等、多様な精神疾患にかかる関係機関による協議の場において、医療の充実、医療連携推進のために検討します。